

「城原川ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第4回）」

議 事 録

日 時： 平成 28 年 5 月 11 日（木） 10：00 ～ 10：55
場 所： 佐賀県教育会館 大会議室
出席者： 九州地方整備局 小平田整備局長、佐藤河川部長、永松河川調査官、
坂井河川計画課長、
富岡筑後川河川事務所長、岡下武雄河川事務所長
佐賀県 山口知事
市町村 （佐賀市）赤司副市長
（神埼市）松本市長

【司会】

それでは皆様お揃いのごさいますので、ただ今より、「城原川ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第4回）」を開催させていただきます。

私、本日の司会進行を担当いたします、九州地方整備局河川計画課の坂井でございます。どうぞ宜しくお願いいたします。

ご参加の皆様方、報道関係者の皆様、傍聴の皆様方におかれましては、円滑な運営のため、事前にお配りさせていただいている資料にもあります「傍聴に関する留意事項」を遵守し、静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

開会にあたりまして、資料の確認をさせていただきます。

お手元のクリップ留めの資料をはずしていただきますと、会議次第、一枚ものがございます、その次、配席表、これも一枚ものがございます。このほかの資料につきましては、右肩に資料番号をふっております。

【資料-1】、【資料-2】、【資料-3】、【資料-4】、【参考資料-1】、【参考資料-2】、【参考資料-3】、別冊で【資料-5】として「報告書（原案）案」及び「報告書（原案）案 別冊資料」、これらをお手元に配布させていただいておりますが、過不足はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

本日の出席者につきましては、【資料-1】にも記載させていただいておりますが、佐賀県からは山口知事、神埼市からは松本市長、佐賀市からは赤司副市長にご出席いただいております。

それでは、開会にあたりまして、九州地方整備局局長の小平田よりご挨拶申し上げます。

【整備局長】

九州地方整備局長を拝命いたしました小平田でございます。4月1日から就任い

たしております。就任直後に発生しました「平成 28 年熊本地震」により亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された皆さまに、心よりお見舞いを申し上げたいと思います。

4 月 16 日未明の地震では佐賀県内でも震度 5 強を観測しており、知事をはじめとして関係機関における迅速な災害対応、被災地への支援活動につきまして敬意を表したいと思っております。

本日はお忙しい中「城原川ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場」に、山口知事をはじめ、神埼市の松本市長、佐賀市の赤司副市長には、ご出席いただき、誠に有り難うございます。

城原川ダムの検証につきましては、前回の検討の場におきまして、城原川ダム案が最も有利であるという総合評価の結果をお示しし、構成員の皆様よりご意見をいただいたところでございます。

これらを踏まえまして、「検討報告書（素案）」を作成し、この素案に対しまして、学識経験を有する方々や関係住民の皆様よりご意見をお聴きし、併せて紙面による意見募集も行ってきたところでございます。

本日は、これらのご意見につきまして、検討主体として、私どもの考え方をまとめてまいりましたので、そのご報告をさせていただくとともに、これまでの検討の場での内容も含めまして、総括的に皆様方より忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。

本日は、どうぞ宜しくお願いいたします。

【司会】

ありがとうございます。それでは、議事に入る前に今回の「検討の場」で行う内容につきまして説明したいと思います。おさらいの意味も含め、これまでの「検討の場」における検証内容についてご説明させていただきたいと思っております。

それでは、右肩に【資料-5】としております「城原川ダム事業の検証に係る検討報告書（原案）（案）」の 1-2 ページをご覧ください。1-2 ページに城原川ダムの検証に係る検討として、これまでの「検討の場」における流れを整理しております。

検証における検討の流れについて左側、右側には現在までに行って参りました「検討の場」開催状況を記載しております。

まず平成 22 年 12 月に「検討の場（第 1 回準備会）」を開催いたしました。

第 1 回の準備会では、規約・構成員、検証の進め方について確認し、城原川流域の概要について認識の共有を図りました。

その後、平成 26 年 10 月に「検討の場（第 2 回準備会）」を開催しました。

第 2 回の準備会では、第 1 回準備会の際に説明しました流域の概要における補足説明、また、ダムに替わる治水対策案の立案を行うにあたっての治水方策として 26 方策の適用性について認識の共有を図っております。

これらを基に、複数の治水対策案の立案検討を進め、平成 27 年 5 月に「検討の

場（第1回）」を開催しました。

第1回の検討の場では、治水方策の組み合わせによりダム案を含む17案を立案し、概略評価によりダム案を含む6案を抽出しました。

検討の場終了後、これらの治水対策案に対するパブリックコメントを30日間実施しております。

パブリックコメント終了後、ご意見の整理・検討を行い、平成27年9月に「検討の場（第2回）」を開催しました。

第2回の検討の場においては、パブリックコメントを踏まえ新たに1案を追加し、ダム案を含む7案を抽出することとしました。

この概略評価により抽出しました7案に対し、評価検討を行い、平成28年1月に「検討の場（第3回）」を開催しております。

第3回の検討の場におきましては、抽出しました治水対策案7案に対し、7つの評価軸の評価による目的別の総合評価、検証対象ダムの総合的な評価を行い、「最も有利な案は城原川ダム案」という検討主体の考え方を示しました。

その後、これまでの検証内容を取りまとめました「検証に係る検討報告書(素案)」に対しまして、平成28年2月に学識経験を有する者及び関係住民からの意見聴取を実施しております。また併せまして、関係住民から紙面による意見募集を30日間実施しました。

これらの意見聴取を踏まえまして、本日、「検討の場（第4回）」としまして、「検証に係る検討報告書(素案)」を再考させていただき(原案)の(案)として作成しておりますので、意見聴取によるご意見の内容と併せまして説明させていただきます。

また、今後の流れとしましては、本日までの検討の場による議論等を踏まえまして、「関係地方公共団体の長」への意見聴取を行いまして、その回答を踏まえ、整備局内に組織しております「事業評価監視委員会」の意見を聴きまして、検討主体としての「対応方針(案)」を決定した後、本省へ報告するとともに、有識者会議を経て対応方針が決定されていくこととなります。

流れにつきまして説明は以上でございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

説明の後に、質問やご意見をいただく時間を取らせていただきますのでよろしくお願いたします。

説明につきましては、議事1)～3)を纏めて説明させていただきます。

それでは、筑後川河川事務所富岡所長、説明をお願いいたします。

【筑後川河川事務所長】

筑後川河川事務所の富岡でございます。

それでは議事内容の説明に入る前に【参考資料-2】をご覧ください。

学識経験を有する者及び関係住民からの意見聴取の実施状況について、簡単に紹介させていただきます。資料の1ページをお開き下さい。

学識経験を有する者及び関係住民からの意見を聴く場につきましては、前回の検討の場の後に作成した、「城原川ダム事業の検証に係る検討報告書（素案）」を基に実施いたしました。まず、学識経験を有する者からの意見聴取の概要です。

意見聴取の場を2月15日に開催し、7名の学識経験を有する方から意見聴取を行いました。

2ページをお開き下さい。

次に、関係住民からの意見聴取の概要です。

関係住民からの意見聴取は、2月21日に神埼市内で、翌2月22日に佐賀市内で、佐賀県内に在住の方を対象に行いました。

また、当日、都合により発表ができない方や県外在住の方からも意見をいただく機会とし、紙面による意見募集を30日間行いました。

3ページをお願いします。

意見聴取は公聴会方式で行い、13名の方から発表によるご意見をいただき、また紙面により7名の方から意見を頂戴しています。

以上が意見聴取の実施状況の概要でございます。

続いて議事の説明に入ります。まず議事1)の説明を、【資料-3】を用いて説明させていただきます。

学識経験を有する者からご意見と検討主体の考え方について説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

表の左側に学識経験を有する者からいただいたご意見を、その右側に検討主体の考え方を示しています。それぞれ説明させていただきます。

楠田哲也先生からは、「全般的な考え方については、かなりよく検討されており、ほぼ問題はない。B/Cのコスト算出にあたっては、ダムはいつまでも機能するという前提にたっているが、残存価値の設定ではなく、ダム寿命の設定や撤去費用を考慮すべきではないか。東日本大震災以降、水が溢れることを前提にする考え方によって変わってきているため、そういう新しい考え方を取り入れて検討してほしい。」という主旨のご意見をいただいております。

検討主体の考え方としては、「費用対効果分析については、実施要領細目に定められている「治水経済調査マニュアル（案）」等に基づいて検討している。安全度の評価については、「目標を上回る洪水が発生した場合に、どのような状態になるか」ということで、「河川整備基本方針レベルより大きい規模の洪水」についても評価を行っている。今後の城原川の治水対策の実施にあたっては、検証の結論に沿って適切に対応するとともに、答申に沿った対策についても併せて進めて参りたいと考えている。」としています。

次のページ、お願いいたします。

次に、古賀憲一先生からのご意見ですが、次の3ページにわたって記載しております。

「地元首长からの城原川の洪水に対する危機意識について同感であり、総合評価の結果についても了解する。城原川中流域の一部では人口の急増など都市化が進んでおり、安全度における評価の他、リスクの観点からも慎重な検討をお願いしたい。流水型ダムは事例が少ないため、植生や湛水後の土砂の溜まり具合等が気になっており、ダム案となった場合は、先行事例を早めに調べ、ミティゲーションの観点からも早めの検討をお願いしたい。」などのご意見をいただいています。

検討主体の考え方としては、「リスク管理においては今後とも関係機関と連携し、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減できるように努めていく。環境への評価については、対策案の評価軸の中で評価しているが、検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、対策案の実施にあたっては環境への配慮に努めていく。」としています。

4ページをお願いいたします。

次に、小松利光先生からのご意見で次の5ページにわたって記載しております。

「ダムはそうそう造れるものではないことから、長期的な視点に立って計画してほしい。流水型ダムの機能について、ハイドログラフを用いて説明をしたほうが分かりやすい。ダム案になった場合、詳細設計の際は、魚の行き来や土砂の流れに配慮するなど、流水型ダムの良さを最大限発揮できるような構造にするとともに、放流孔の閉塞の懸念を払拭できるような説明があったらよい。流水型ダムは普段水のない巨大な構造物となることから、修景など景観に配慮した検討をお願いしたい。」という主旨のご意見をいただいています。

検討主体の考え方としては、「今回のダム検証においては、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として評価を実施しているが、評価軸の中でも柔軟性についても評価を実施している。ハイドログラフによる説明提案については、ご意見を踏まえ洪水調節図を検討報告書に追加する。検証の結論に沿って、いずれの対策を実施する場合においても、対策案の実施にあたっては景観も含め環境への配慮に努める。」としています。

6ページをお願いいたします。

次に、駄田井正先生からのご意見です。

「城原川の上流域には、貴重な観光資源があるため、その一つとしてダムを生かせるような景観に配慮した設計をお願いしたい。草堰や野越し等の伝統的な施設も残っているため、治水対策を行う際には、それらの痕跡も残るようにしてほしい。」という主旨のご意見をいただいています。

検討主体の考え方としては、「検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、対策案の実施にあたっては景観も含め環境への配慮に努めていく。いただいたご意見は、今後の河川整備にあたっての参考とさせていただく。」としています。

次、7 ページは、徳田誠先生からのご意見です。

「城原川ダム案は、河川や流域あるいは周辺の生物多様性に及ぼす影響は最も小さいと考えられる。ダム建設時には適切かつ十分な環境保全措置を講じるものとし、対策の際には他ダムの事例を踏襲するだけでなく、エビデンスに基づいて実効性のある対策をお願いしたい。地域住民の方々とよく議論をして、景観や環境など生物多様性に対する配慮や、試験湛水時に一度ダムを満水にすることに対する環境への影響についても考慮してほしい。」という主旨のご意見をいただいています。

検討主体の考え方としては、「環境への評価については、対策案の評価軸の中で評価しているが、検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、対策案の実施にあたって環境への配慮に努めていく。」としています。

次、8 ページですが、松井誠一先生からのご意見です。

「遊水地を支持してきたが、問題を全てクリアするのは難しいことから、河床の改変が一番少なく、現状の河川環境が保てるダム案が最もよいと判断する。ダムの吐口や呑口部等の段差ができるような箇所については、生物が上下移動できるような方策を考えてほしい。」という主旨のご意見をいただいています。

検討主体の考え方として、「環境への評価については、対策案の評価軸の中で評価しているが、検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、対策案の実施にあたって環境への配慮に努めていく。」としています。

次の9 ページですが、矢野真一郎先生からのご意見で、次の10 ページにわたって記載しています。

「総合的な評価結果に問題はない。地球温暖化への対応については災害面だけではなく、流入先である有明海の環境に対する適応策としての評価についても検討してほしい。流水型ダムの先行事例等を用いて安全性の説明を行い、住民の方に不安がないようにすることが重要。自然調節方式における二山洪水時の影響、洪水と高潮が同時に生じた場合のリスク等について流水型ダムで安全かどうかの評価が必要。温暖化というのは100年後を想定するため、そこまで見据えた考えとすべきであるとともに、温暖化が進めばもっと大きなリスクになると思われるため、そういったものも検討してほしい。」という主旨のご意見をいただいています。

検討主体の考え方として、「環境への評価については、対策案の評価軸の中で評価しているが、検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、対策案の実施にあたっては環境への配慮に努めていくとともに丁寧な説明を行っていく。洪水時の影響等については安全性の評価については、対策案の評価軸の中で評価しており、一般的にダムを計画する際には、複数の洪水を対象に検討するので、城原川ダムにおいても二山洪水を含めて検討している。高潮対策については、河川整備計画に基づき堤防整備を進めている。リスク管理においては、今後とも関係機関と連携し、人命・資産・社会経済の被害をできる限り軽減できるよう努めていく。温暖化に対するリスクの評価については、対策案の評価軸の中で評価している。」としているところであります。

以上が学識経験を有する者からのご意見と検討主体の考え方についての説明になります。

続きまして【資料-4】をご覧ください。

議事2)の関係住民からのご意見と検討主体の考え方についての説明をさせていただきます。

いただきましたご意見につきましては、この表紙の枠内にも記載しておりますとおり、できるだけわかりやすく説明させていただく観点から、その論点を体系的に整理したうえで、論点ごとに検討主体の考え方を示させていただいています。

そのため、ご意見を発表又は提出していただいた方が指定した項目と、検討主体の考え方を示した項目が必ずしも一致していない場合がございますが、ご了承をお願いしたいと思います。

1 ページをお開き下さい。

一番左側に整理した論点を、その右側に具体的ないただいたご意見を、一番右側の欄に検討主体の考え方を示しております。

1つ目の論点は「城原川の治水対策について」です。

いただいたご意見として、「景観も大事だが、人命・財産の方が大事であるため、それを守る対策をお願いしたい。平成21年の野越しから水が越える水害をみて、今でも安全であるという議論はだいぶなくなったと思う。15年かけてダムを造る場合、その間流域は無防備でいなければならない。河川整備がまず先ではないか。」等の主旨のご意見をいただいております。

検討主体の考え方としては、「検証にあたっては、実施要領細目に基づき、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として治水対策案の立案、評価をしている。今後の城原川の治水対策にあたっては、検証の結論に沿って適切に対応することとしている。城原川では、ダム事業の検証期間中においても、検証の結論に対し手戻りのない範囲で河川整備を着実に進めている。」とされています。

2 ページをお願いします。

2つ目の論点は「ダムの必要性について」であります。

次の3ページにわたって記載しています。

いただいたご意見として、「水没地住民の意思が一つにまとまり、ダム事業への理解と期待が高まっており、一日も早いダム建設を強く要望する。自然に影響が少なく、生き物が棲みやすい環境のための穴あきダムの建設を行ってほしい。平成21年7月豪雨での体験を踏まえ、早くダムを造って、川の水位を下げるが一番大切である。」等の主旨のご意見をいただいた一方で、「お金が安いからダムがいいとなっているが、お金に換えられないものがある。ダムができると脊振はバラバラになってしまう。城原川にダムを造っても地域の安全は図れない。」という主旨のご意見や「ダム上流山間部で発生する土石流や高潮について、それらを一律でダムで解消することはできない。」という主旨のご意見もいただいているとこ

ろであります。

検討主体の考え方としては、「ダム事業の検証は、実施要領細目に基づき予断を持たずに検討を行っている。立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、実施要領細目の規定に基づく評価及び目的別の総合評価を行っている。土石流の抑制については、今後も関係機関と連携し治山・治水事業を進めていく必要があると考えている。高潮対策については、河川整備計画における高潮を目標とした堤防整備を進めている。」としています。

3 ページをお願いします。

3 つ目の論点は「水没予定地への対応について」です。

ご意見として、「40 年以上待たせた脊振の方に補償してあげてほしい。ダムを検討されている地域には迷惑をかけているはずであるため、慰謝料を払うことを考えてほしい。」という主旨のご意見をいただいています。

検討主体の考え方としては、「水没予定地域を含む皆様には、長年の間、大変苦勞、ご心勞をお掛けし、誠に申し訳ありません。ダム検証にあたっては、実施要領細目に基づき、予断を持たずに検討を行っている。今後、検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、関係法令等に基づき適切に対応していく。」としています。

4 ページをお願いします。

4 つ目の論点は「ダムの構造について」です。

ご意見として、「ダムはもっと上流に、どんなものが来ても大丈夫なように、地元の見解を聴きながら理想的なものを造ることが大切。ダムに流木が一斉に流れてきた時に、本当に閉塞しないか、詳細設計で十分な検討をお願いしたい。」等の主旨のご意見をいただいています。

検討主体の考え方としては、「今後の城原川の治水対策の実施にあたっては、検証の結論に沿って適切に対応する。すべての治水対策案の立案にあたっては、関係法令等に基づき所定の安全性を有する構造で検討を行っている。」としています。

5 つ目の論点は「ダムの環境影響について」です。

ご意見として、「計画を立てたら生物に詳しい人、地元の人を見解を聴いて造ってもらいたい。副ダムが生物の行き来を妨げる障害物となったり、洪水後、川の濁りが長期化することが避けられず、水生生物に対して少なからず影響を与えることが危惧される。川の環境が海に最も大きな影響を与えるため、森から川、海まで繋がる環境の評価をしていただきたい。」という主旨のご意見をいただいています。

検討主体の考え方としては、「環境への評価については、対策案の評価軸の中で評価しているが、検証の結論に沿っていずれの対策を実施する場合においても、対策案の実施にあたっては環境への配慮に努めていく。」としています。

5 ページをお願いします。

6 つ目の論点は「ダムの事業費について」です。

ご意見として、「コストが一番安いと言われているが、本当にそうなのか。造った

ら2倍3倍かかったという事例がある」という主旨のご意見をいただいています。

検討主体の考え方としては、「コストへの評価については、対策案の評価軸の中で評価している。なお、事業費の点検結果については、「城原川ダム事業の検証に係る検討報告書（素案）」の「4. 1. 1 総事業費及び工期」に示している。」としています。

次に7つ目の論点は「部分的に低い堤防（野越し）について」であります。次の6ページにわたって記載しています。

ご意見として、「野越しを利用した案について、野越しをどの高さで計画されているのかわからない。野越しがどういう機能をもってどこに流れていくかなどをもう少し調べて計画していただきたい。佐賀平野の流域治水というものを真剣に考えていただき、しっかりとした野越しの整備をすれば地域を守ってくれる。」という主旨のご意見をいただいた一方で、「先人の知恵である野越しは大変賞賛するが、現在は周辺に住宅地が出来ているため、住民はとても心配・危惧している。」という主旨のご意見もいただいています。

検討主体の考え方としては、「野越しについては、現況施設を存置することとしているため、越流高、越流幅は現況のままとなり、諸元については、検討の場（第3回）の【参考資料-2】で示している。治水対策案に対しては、評価軸について、それぞれの確な評価を行った上で財政的、時間的観点を加味して全ての評価軸により総合的に評価している。野越しを活用する案については、いずれの案においても家屋への浸水被害を防ぐために受堤を設置することとしている。」としています。

次に7ページをお願いいたします。

8つ目の論点は「ダム以外の治水対策について」です。次の8ページにわたって記載しております。

ご意見として、「ダムの代わりに遊水地を設けスポーツ公園とするか、どうしてもダムだとなればダムと遊水地の組み合わせとすることで、遊水地による市民の交流の場として地域活性化等に役立つ。山に保水力のある木を植え、雨水が一気に流れ込まないような対策はどうか。天井川を解消し、川幅を広げればダムは必要ない。ダムに頼らず堤防の強化に努力すべき。」という主旨のご意見をいただいています。

検討主体の考え方としては、「立案した治水対策案を河川や流域の特性に応じ、地域社会への影響等についても実施要領細目の規定に基づく評価及び目的別の総合評価を行っている。細目に示されている26方策の一つである「森林の保全」については、効果を定量的に見込むことは困難だが、全てに共通する方策と考えている。川幅を拡げる堤防の引堤については治水対策案の一つとして立案している。堤防の強化については、河川堤防は土堤が原則とされているが、これまでの検討において耐久性が越水に対して決壊しないといえる水準に達したものは確立されていないことから、ダムを代替する効果は見込めないが、堤防の強化を図ることは重要であり、浸透対策については引き続き計画的に実施していく。」としています。

9つ目の論点は「ダム検証について」です。

ご意見として、「昨年 12 月に大規模氾濫を前提とした治水対策の答申がなされたところであり、そのような最新のデータを取り入れた検証を実施していただきたい。」という主旨のご意見をいただいています。

検討主体の考え方としては、「ダム事業の検証は、実施要領細目に基づき予断を持たずに検討を行っている。安全度の評価については、「河川整備基本方針レベルより大きい規模の洪水」についても評価しているが、今後の城原川の治水対策の実施にあたっては、検証の結論に沿って適切に対応するとともに、答申に沿った対策についても併せて進めていきたいと考えている。」と記載しています。

9 ページをお願いします。

10 番目の論点は「ダムの費用対効果について」です。

ご意見として、「実際の被害額に比べ、現実とかけ離れた架空の効果計算をしており、又、生物多様性の損失が考慮されていないことは不当である。」という主旨のご意見をいただいています。

検討主体の考え方としては、「費用対効果分析については、実施要領細目に定められている「治水経済調査マニュアル（案）」等に基づいて検討している。環境への影響については定量的な評価は困難であるが、実施要領細目に基づき、河川や流域の特性に応じ、評価軸の中で評価を行っている。」としています。

11 番目の論点は「計画高水流量について」です。

ご意見として、「毎秒 540 立方メートルが過大であるという意見に対する反論がない」という主旨のご意見をいただいています。

検討主体の考え方としては、「実施要領細目に基づき、「過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検」を実施した結果、河川整備計画の目標流量は変わらないことを確認した。」としています。

最後に 12 番目の論点は「その他」です。

ご意見として、「大型事業については、このような議論をもっと行うべき。洪水が膨らんできた原因の一つは、道路が舗装されたことにあり、道路側溝の溜枡を雨水枡に変えるなどの検討も必要。先人の知恵や苦労による歴史等、そういった想いを踏みにじるべきではない。氾濫する土地は潤い、蘇る。」という主旨のご意見をいただいています。

検討主体の考え方としては、「ご意見は、今後の河川整備にあたっての参考とさせていただきます。」としているところであります。

以上が関係住民の皆様からいただいたご意見と検討主体の考え方についての説明でございます。

それから、続きまして議事 3) の「城原川ダム事業の検証に係る検討報告書（原案）案」について説明いたします。

【資料－5】と【参考資料－3】をご覧ください。【資料－5】の方が今回作成した「検討報告書（原案）案」の全体になります。それから【参考資料－3】の方が学識経験を有する者および関係住民へ意見聴取を行った結果を踏まえまして「検討報

告書（素案）」から今回の「検討報告書（原案）案」を作成するにあたって修正したページのみを抜粋して修正部分を赤字で示した資料でございます。説明はこちらの【参考資料-3】を用いて簡単にさせていただきます。

まずページを少しお開きいただき、目次を飛ばして1-1ページからご覧下さい。第1章の検討経緯につきましては第3回検討の場以降に行った「学識経験を有する者」及び「関係住民」へ意見聴取や、今回の第4回検討の場についての経緯等を追加修正したものであります。

2枚ほどめくっていただいて2-8ページをご覧下さい。ここは第2章の流域および河川の概要についての抜粋になります。2章については降雨データ等の更新や筑後川水系流域委員会等の経緯の追記を行っているものでございます。

また2枚ほどめくっていただいて3-2ページをご覧下さい。3-2ページは第3章の「検証対象ダムの概要」についてでございます。3-2～3-3ページの中に先ほど説明しました学識経験を有する者からの意見を踏まえ、流水型ダムの洪水調節図等を追加しているところであります。

それから3-6ページでは予算執行状況について平成28年度迄の実施済額を時点修正させていただいております。

その次のページから第4章の「城原川ダムに係る検討の内容」につきましても4-1～4-2ページについて第2回検討の場でお示した「総事業費の点検」について、平成28年度の実施内容を加味して実施済額等の時点修正を行っているところです。

その次のページからは第5章の「費用対効果の検討」の部分です。5-3～5-4ページにつきましては、検証報告書（素案）での評価基準としていました平成27年度を平成28年度に基準の時点修正を行っているものです。

次のページからは第6章の「関係者の意見等」でございます。6-1ページ以降、「学識経験を有する者」及び「関係住民」へ意見聴取の内容の追加に伴う修正となっております。これによりページ数もかなり増えて変更をさせていただいているところでございます。

それから最後に資料の一番最後のページに飛んでいただきたいと思います。最後の第7章の「対応方針（原案）」についての部分でございます。現時点での検討主体としての対応方針（案）について、対応方針（原案）として7-1ページに記載しています。

なお、対応方針（原案）につきましては、今後、実施いたします「関係地方公共団体の長」への意見聴取を踏まえまして、「関係地方公共団体の長からのご意見」を付記して、事業評価監視委員会の意見をお聴きすることになります。

なお、説明は省略いたしますが、もう一冊の「検討報告書（原案）案 別冊資料」という分厚い資料がございますが、こちらの方には、パブリックコメントや学識者のご意見等を掲載して資料として纏めたものでございます。

簡単ですが以上で議事3)での説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

【司会】

ありがとうございました。

只今、議事 1) ～3) の内容についての説明がございました。

議事の説明内容は、前回ご提示いたしました「検証報告書(素案)」に対しまして、学識経験を有する者及び関係住民の方々からの意見等をいただきました結果及びそれらを踏まえました「検証報告書(原案)案」についてでございました。

それでは、構成員の皆様方より、ご意見をいただきたいと考えてございます。

ご意見ございますでしょうか。

山口知事様よろしく申し上げます。

【佐賀県知事】

今回の検証結果についてでございますけれども、ダム検証のルールに則ったうえで、透明性そして客観性を大切にさせていただきながら、とりまとめていただいたものというふうに思っています。

昨年は鬼怒川で未曾有の大水害が発生するなど、全国各地で洪水氾濫の危険性が高まっているものと思っています。城原川につきましては、近年、平成 21 年、22 年と立て続けに大規模な洪水に見舞われておりまして、堤防決壊の危機にさらされており、治水対策を早期に実施する必要があると考えています。

私自身も、昨年 3 月に城原川の現地にてその危険性を確認して、また水没予定地を訪問させていただきましたが、長い間翻弄されてきました水没地域の皆さん方の悲痛な思いを重く受け止めさせていただいたところであります。

また、11 月には市民団体と城原川の現地を視察いたしまして、先人たちの知恵と工夫で築かれました野越しなどの治水施設を確認させていただいたところでございます。

いずれにいたしましても、治水対策を早期に実施する必要性を改めて感じているところであります。

今回、最終的な原案としまして、「最も有利な案は『城原川ダム案』である」ことが示されましたけれども、検証作業が透明性、客観性を大切にしながら進められたということは評価し、その結果を尊重してまいりたいと思っています。

今後、国においては速やかな対応方針の決定と治水対策の早期実施をお願いしたいと思っております。

なお、対策を進めるにあたりまして、先ほどからいろんな皆様からの意見の紹介がありましたけれども、城原川地域は「ヤマセミ」ですとか「オヤニラミ」など多様な生物が生息する豊かな自然環境となっております。

また、仁比山神社や九年庵などの史跡や名勝も多数存在しておりますことから、

自然環境や景観などへの配慮にはしっかりと努めていただきたいと思います。

その他、更なるコスト縮減、工期短縮についても努めていただきたいと思います。

また、地域には様々なご意見があります。今後も引き続き丁寧な説明をお願いしたいと思っております。私からは以上です。

【司会】

ありがとうございました。

その他、ご意見ございますでしょうか。

松本市長様、宜しくお願いいたします。

【神埼市長】

私の方から一つ、御礼と言いましょうか、お願いということになるかと思えますけども、宜しくお願いしたいと思います。

今回、城原川ダム案が最も有利な案であると示されたことは、これまで議論してきました流域委員会や首長会議と同じ結論を出していただきまして、ホッとしております。また、雨による防災上のダム案はもっともな評価だと私は思います。

城原川流域において、これまでいろいろな賛否の意見がありましたけども、平成 21 年、22 年の大雨洪水による堤防の裏法崩壊といいますか、そういった堤防決壊の危険性と、野越しを越流する現場を体験し、一日も早く、城原川の抜本的な治水対策の実現を願っております。

既にご存じのことではありますけども、神崎市は天井川である城原川、その東に同じく天井川の田手川があります。しかも、下流は筑後川の堤防に囲まれた地勢にあることから、一旦、大雨による堤防決壊が発生すれば、その被害は昨年 9 月の鬼怒川水害や、平成 24 年の矢部川水害などに劣らぬ甚大な被害が生ずることは必然だと思えます。

そのようなことから、今回の検証の結果としてダム案が最も有利との整備局の原案が示されたことに感謝するとともに、今後のダム検証を速やかに進められ、城原川の治水対策の方針が最終的な決定を見る暁には一日も早いスピード感を持って、さらには加速感をもって城原川の治水対策の実現に取り組んでいただきたいと思いますところですので。宜しくお願いいたします。

【司会】

ありがとうございました。

その他、ご意見ございますでしょうか。

赤司副市長様、宜しくお願いいたします。

【佐賀副市長】

これは、今までの検証の場でも度々言ってきたことですがけれども、ご存じのよう

に佐賀市は低平地でありまして、治水は有明海の干満に非常に大きな影響を受けるという地形上の場所であります。市街地からの排水は西から東の方に流れる佐賀江川に集まりまして、城原川に合流しているということでございまして、排水の多くを担っております佐賀江川の負担を軽減するためにも、城原川上流の整備は重要でありまして、今回の城原川ダムにつきましても、市にとっても非常に有効であると考えております。これまでも、数回にわたる検討の場が開催されまして、また、加えて学識経験者や関係住民の方からの意見聴取も丁寧な検証がなされていると思っています。

時間も相当経過しておりますので、城原川のダムを含めた上流での早期の治水対策が講じられることを期待しているところでございます。以上でございます。

【司会】

ありがとうございました。

それでは最後にこれまでの全体を通しまして何かご意見等ございますでしょうか。山口知事様お願いいたします。

【佐賀県知事】

今回のダム検証とは若干別の話になるかも知れませんが、今までの歴史を踏まえまして、これからの治水対策のあり方について、私の考えを述べさせていただきます。

佐賀県内には、城原川の野越しに見られますように、先人たちの知恵と工夫が施された治水施設が今日まで伝承されております。

特に成富兵庫茂安さんが本県においては、石井樋であったり、千栗土居であったり、そして野越しであったり、それぞれ民の命を守るために、様々な工夫をなされたものでありまして、こうした先人たちの功績を称えて思いを継承していくということも必要ではないかというふうに思っています。

一方、現在の土地利用の状況からも、今回の検証結果のように、最低限、計画で想定している規模の洪水については、しっかりと氾濫を防ぐ治水対策を進めていく必要があるというふうに申し上げたのは、先ほどのとおりでありますけれども、しかしながら昨年の鬼怒川のように、近年の地球温暖化等の影響によりまして、激甚な豪雨災害の危険性が高まっていると思いますし、なかなか想定というものの枠内に入るかどうかという所は昨今の我が国の危機管理の状況を考えると、心許ないところもございます。

このために、計画で想定している規模を超えるような大規模な洪水が発生した場合を考えて、先人たちの思いを継承し、地域の防災・減災に向けた取り組みについて、ダム検証というものが終了しても、引き続き関係機関と一緒に勉強していくという環境をつくっていくことも大切ではないかというふうに思いますので、一言あえて述べさせていただきます。

【司会】

ありがとうございました。

その他、ご意見ございますでしょうか。

松本市長様、宜しくお願いします。

【神埼市長】

私の方から一言、意見を述べさせていただきたいと思います。

今回をもって検証の場が終了するかと思います。先ほども述べましたが、昨年の鬼怒川水害や矢部川の水害、それから広島の土砂災害、こういったものを見るに、近年の雨の降り方が大きく変化し、しかも想像を超える降雨量となっていることから、一旦城原川流域に置き換えてみると、これを考えてみるときに、非常に私は、それこそ不安を思うこととございます。

また、計画洪水を超える想定外の大規模洪水がいつ発生するとも言えない今日、現に城原川下流域においては、未だにカミソリ堤と言われるような、何と申しますか、堤防としては弱いと言いましょか、貧弱と言いましょか、こういった形の箇所があるというようなこと、またはいろいろな面でまだまだ不安がありますので、城原川の洪水対策は、流域内で検討できる、物理的に可能な全ての対策については是非ともご検討、その実現を是非ともお願いしたいと思いましょ。ダムのみならず、まだまだ沢山のそういった検討をお願いしたいと思いましょ。

また、これまで翻弄されてきた水没地域の住民感情への思いと、一日も早い安全な生活の実現に向けて検証の場の一日も早い終結を願いましょ、今後とも、安全・安心を寄与する者として地域住民との意思の疎通を密にさせていただくことをお願いしましょ。

最後になりますけども、国をはじめ多くの関係者の方々に是非ともお願いしたいことですが、ダム予定地として犠牲を余儀なくされる上流域の振興対策につきましょても、十分ご配慮願いましょとともに、ダム検証終了後も、治水効果に加え、ダムが持つ機能の更なる効果を発揮するようにご尽力を願いましょし、神埼市の健全な発展と、上下流の振興に寄与する今回の治水対策を賜りましょするように願いましょして、私の総括的な意見とさせていただきます。今後とも、宜しくお願いいたしましょ。

【河川部長】

整備局の河川部長でございます。

検討の主体側からも、いただいたご意見につきまして、若干コメントさせていただきます。

まず、今回の検証の結果につきまして、城原川ダム案が最も有利とする案についての評価については妥当というご意見をいただいております。検討の透明性・客観性についてもご評価いただいております。ありがとうございます。

また、先ほど山口知事の方から歴史を踏まえた地域の防災・減災に関する取り組

みについても、引き続き関係者で勉強していくというご意見をいただいたところ
でございます。

また、松本市長からは、地域住民との意思疎通が非常に大事だということと、ス
ピード感を持った治水対策の推進をとのご意見をいただきました。

あわせて、赤司副市長からも、早期の治水対策の実現といったご意見などをいた
だいたところでございます。

九州地方整備局といたしましては、城原川の治水安全度の向上は急務であると認
識しておりまして、今回の検証を踏まえ、また、防災・減災に向けた取り組みを関
係機関や地域の皆様方としっかり協力をして、また意思疎通を図りながら、進めて
まいりたいと考えておりますので、引き続きどうぞ宜しくお願いしたいと思います。

また、貴重なご意見を賜りましたことに、改めて御礼申し上げたいと思います。
ありがとうございます。

【司会】

ありがとうございました。

続きまして、次第の「4. その他」となります。

今後の予定についてご説明いたします。

冒頭の「検討報告書（原案）案」1-2 ページで「検討の場」における流れについ
てご説明いたしましたとおり、本日ご説明いたしました「検討報告書（原案）案」
につきまして「関係地方公共団体の長」への意見聴取が終わりますと、その結果を
踏まえた、対応方針（原案）を記載した「検討報告書（原案）」を作成することとな
ります。

「検討報告書（原案）」作成後には、検討主体であります九州地方整備局は、検討
報告書（原案）に記載した城原川ダム事業の対応方針（原案）について、事業評価
監視委員会の意見を聴き、対応方針（案）を決定し、その後、国土交通本省へ検討
結果の報告を行うこととなります。

以上、今後の予定について、説明を終わりたいと思います。

それでは只今の説明をもちまして、本日予定しておりました全ての審議内容等を
終了いたしました。

それでは、最後になりますが、九州地方整備局長より一言お願いいたします。

【整備局長】

皆様、本日は貴重なご意見を賜り、ありがとうございました。

本日皆様からいただきました意見を踏まえ、地元の皆様方の不安を早期に解消し
ていくためにも、一切の予断を持たずに、できるだけ速やかに検証作業を進めて参
りたいと思っております。引き続きご協力のほどよろしくお願いいたします。

本日は、誠にありがとうございました。

【司会】

それでは、これもちまして第4回の検討の場を終了させていただきます。
本日は誠にありがとうございました。